

件名

特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する

件

○金融庁告示第 号

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第二百二十八号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(連結の範囲)      第三条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、前条の連結財務諸表は、当該指定国際会計基準に基づき作成することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3 「略」</p>
改正前	<p>(連結の範囲)      第三条 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、前条の連結財務諸表は、当該指定国際会計基準に基づき作成することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。